

第2期米子市子ども・子育て支援事業計画の中間見直し（素案）に係るパブリックコメントにおける意見の概要及び意見に対する市の考え方等について

番号	意見の概要	意見に対する市の考え方	案の修正
1	子どもの医療費の無料化	<p>小児医療に対する助成は、各自治体によって対象年齢、自己負担金額等の制度内容が異なり、鳥取県では、県内全ての市町村と協調して、所得制限を設けず、一定の対象年齢や自己負担金額を定めて、医療費の助成を行っています。</p> <p>なお、本市では、子どもが全国どこに住んでいても公平に必要な医療サービスを受けることができるよう、全国一律の子どもの医療費制度の創設について、全国市長会を通じて、国へ要望しています。</p>	無
2	<p>仕事、育児に疲れたときに、休日保育、ファミリー・サポート・センター等を利用しようとしたところ、予約が埋まっていたり、条件が合わなかったりなどの理由で利用できなかった。育児をちょっと休みたいと思ったときに気軽に利用できるサービス（日曜・祝日、夜間等を含む。）を充実させてほしい。</p>	<p>休日保育については、ニーズの把握に努め、現在実施している施設の受入れ人数の拡充や新たな実施施設の確保に努めていきます。</p> <p>このほか、休日や夜間にも利用できるショートステイ事業やトワイライトステイ事業についても、ニーズに応じた受入れ人数の拡充に努めていきます。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業については、サービスを提供する新たな援助会員の確保に向け、ホームページや広報よなごなどで周知しているところです。</p> <p>今後も、引き続き、子育ての負担の軽減や育児不安の解消などに向けた施策の充実を図るよう努めていきます。</p>	無
3	<p>子どもが新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された場合の預け先を作ってほしい。また、保育所等の休園時の子どもの預かりサービスについて、周知してほしい。仕事を簡単に休まなくても良いよ</p>	<p>保育所等における新型コロナウイルス感染症に関する取扱いでは、子どもが濃厚接触者に特定されたときには、子どもの保護者に対し、登園を避けるよう要請することとされています。この趣旨を踏まえると、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に特定された子どもについては、他の施設においても一般的にお預かりする</p>	無

	うな環境を整えてほしい。	<p>ことは難しいものとなります。ご理解をいただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、本市では、在籍する保育所等が休園等になった場合に、利用希望者が新型コロナウイルス感染症の陽性者及び濃厚接触者のいずれにも該当しないことなどの利用に当たっての条件はありますが、子どもを預けることができる代替保育(※)を実施しています。この代替保育については、市のホームページ等で案内するほか、各保育施設等にも周知しており、各保育施設等からも在園児の保護者の方へお知らせいただくよう依頼をしています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症については、今後2類感染症から5類感染症に移行する見込みですが、その動向を注視して、今後も子育てをされる方の仕事と子育てとの両立が図られることを念頭に置き、対応を考えていきたいと思ひます。※代替保育の実施期間については、今後の新型コロナウイルス感染症の社会情勢等を踏まえて、検討していきます。</p>	
4	市の子育てに関するサービスがいろいろな部署に分かれており、状況説明や利用登録をその都度しなければならず、煩雑である。もっと簡単に利用できるようにしてほしい。	<p>本市では、子どもに関するあらゆる相談をお受けるする窓口として、こども総合相談窓口を設置し、適切なサービスへおつなぎするよう取り組んでいるところです。また、令和3年12月のこども総本部の発足に合わせて、子どもに関する手続や相談の窓口を米子市福祉保健総合センター(ふれあいの里)に集約しました。このことで利便性の向上につながったものと考えていますが、今回いただいたご意見を踏まえ、今後も、手続等の利便性が更に向上するよう方法を考えていきたいと思ひます。</p>	無
5	子ども・子育て支援事業計画に産後ケア事業のことが示されていない。今後の産後ケア事業の見直しについて、市の見解を示してほしい。(具体的	<p>産後ケア事業については、米子市母子保健計画を策定し、取組を行っています。子育て支援の充実に欠かせない事業であると考えており、産後ケアを利用する必要がある、利用を希望される方には、利用していただきたいと考えていま</p>	無

	<p>には、利用者の条件の緩和、予算の確保状況、広報の充実、委託料の引き上げ等)</p>	<p>す。</p> <p>利用者の条件の緩和については、利用者の条件が国の実施要綱に沿って定めているものであり、また、現状として、相談のあった方のほとんどが利用することができることから、現段階で利用者の条件の緩和を行う予定はありません。</p> <p>予算の確保状況については、令和5年度当初予算案について、前年度の実績を踏まえ354万5,000円を計上し、現在開催中の令和5年市議会3月定例会に提案しています。</p> <p>広報の充実については、ホームページへの掲載や母子手帳交付の際の面談時及び赤ちゃん訪問時における支援プランの案内を行っており、出産時には医療機関が同様の案内を行っています。引き続き、利用を希望される方に情報が届くよう努めます。</p> <p>委託料の引き上げについては、令和4年度から利用対象年齢をこれまでの生後4か月未満までから1歳未満までに広げ、生後4か月以上の乳児に係る委託料については、生後4か月未満の乳児に係る委託料よりも引き上げたところであり、県内の他の市と比較してもほぼ同様の委託料となっています。よって、現在のところ更なる委託料の引き上げは考えていませんが、今後の利用状況等を踏まえながら、必要に応じて、検討していきます。</p>	
6	<p>公立保育所を民営化、認定こども園化することは保育の質を低下させる。現場の実態について保育士や保護者から意見を聞き、計画を再検討してほしい。</p>	<p>各保育施設等においては、それぞれ保育所保育指針等に基づき保育を実施しており、施設の種類や公立・私立の違いによる保育の質の差はないものと考えています。また、保育の質については、県や市が行う施設監査や確認指導監査により担保されます。</p> <p>認定こども園は、保護者の就労状況の変化にかかわらず柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、さらに、地域における子育て支援を行う役割も担っていることから、認定こ</p>	無

		<p>も園化することで、地域の子育て支援の充実が図られます。そのため、公立保育所の統合・建て替えに当たっては、新しく設置する公立園は認定こども園とすることとしています。</p> <p>なお、民営化を含む公立保育所の統合・建て替えに当たっては、保育士の意見を聞くとともに、保護者や地域住民に対して、市の方針についてご理解いただけるよう説明会を開催し、ご意見を伺いながら事業を進めています。</p>	
7	<p>少子化が進み、コロナ禍、物価高騰等の中、安心して子どもを預けることのできる保育所の役割は一層重要である。公立保育所を増やして、子どもや保護者の困りごとに丁寧に対応してほしい。</p>	<p>保育所保育指針等には、子どもに対する支援だけでなく、保育所等における保護者に対する子育て支援についても定められています。具体的には、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めながら、子育てに関する相談、助言等の指導を実施することとされています。各保育施設等においては、それぞれ保育所保育指針等に基づき保育を実施しており、公立・私立の違いによる子どもや保護者への支援の差は無いものと考えています。</p> <p>また、地域の子育てを支援し、多様な保育需要に応え、より良い保育環境を子どもたちのために整えるためには施設規模を確保することが必要であり、さらには、今後の少子化を見据えると、現在の公立保育所を維持・増大することは施設が過剰となることから、公立保育所の統合・建て替えが必要であると考えています。</p>	無
8	<p>保育士は、3才児は20人、4才児は30人を一人で保育しなければならない。保育士を増やし、研修を充実させるなどして、保育の質を高めることについて、計画に盛り込むべきである。</p>	<p>保育士の配置については、保育の質を確保するために国が定める基準を遵守して、適切に配置する必要があります。その基準の見直しについては、財源及び人材の確保と一体的に考える必要があるものと認識しており、全国市長会等を通じて、国へ要望を行っています。</p> <p>なお、本市では、保育の質の向上を図る取組として、1歳児の保育士配置基準を上回る配置に対する支援、支援が必要な子どもへの保育士の</p>	無

		<p>加配を行う場合の支援などを行っています。さらに、保育士の負担軽減を図り、保育に注力することができるよう保育所等のICT化への支援を行っています。</p> <p>研修については、各保育施設等へ研修について案内をし、受講を促しています。</p> <p>保育士配置や保育士の研修については、配置基準、保育所保育指針等、基準条例等に規定されており、それに沿って適正に実施すべきものと考えます。そのため、本計画に直接的には記載していませんが、本計画を進めていく上では、基本となるものと考えています。いただいたご意見は、今後の保育施策を考える上での参考とさせていただきます。</p>	
9	保育士の給与等の処遇改善について、改めて審議し、計画に盛り込むべきである。	<p>保育士の給与等の処遇改善については、国の施策により段階的に改善が進められています。</p> <p>本計画に記載はしませんが、いただいたご意見は、今後の保育施策を考える上での参考とさせていただきます。</p>	無
10	審議会の委員の人数を増やすべきである。各園から保育士や保護者などを選出すべきである。	<p>本計画について審議する米子市子ども・子育て会議の委員については、米子市子ども・子育て会議条例の規定により、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから委嘱するとされています。</p> <p>委員の数は、同条例により12人以内と定められており、その範囲内で組織しています。</p> <p>委員には、子どもの保護者や子ども・子育て支援に関する事業の従事者に多数就任していただいております。活発にご意見を頂戴しています。計画の策定に当たり、それらの委員の意見を反映させていただきます。</p>	無
11	保育料負担について、保護者の経済状況などをどのように把握し、対応するかを明確にすべきである。	<p>保育料は、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされており、各自治体では、それぞれの地域の事情を踏まえた</p>	無

		<p>まちづくり施策の中で、財政状況、子育て世帯の負担感等を総合的に勘案して、保育料を設定しています。</p> <p>令和元年10月から、国による3歳児以上の保育料の無償化が実施されましたが、本市では、子育て世帯の負担感を考慮して、3歳未満児の保育料について、世帯の所得金額等に応じた細やかな階層区分の設定や国の基準よりも低い月額の設定をするなどの本市独自の負担軽減を行っています。</p> <p>また、国の無償化の制度に該当しない第3子以降及び同時在園等の条件に該当する第2子の保育料の無償化や第3子以降の副食費助成など、世帯の状況に応じた負担軽減策を実施しています。</p>	
12	3歳になった翌年度からではなく、3歳になった翌月から保育料を無償化してほしい。	<p>令和元年10月からの保育料無償化では、2号認定の子どもについては、満3歳になった翌年度からの保育料が無償化とされています。これは国が定める制度であり、現時点で、本市独自に2号認定の子どもについて満3歳になった翌月から保育料を無償とする考えはありません。</p> <p>なお、本市では、子育て世帯の負担感を考慮して、3歳未満児の保育料について、世帯の所得金額等に応じた細やかな階層区分の設定や国の基準よりも低い月額の設定をするなどの本市独自の負担軽減を行っています。</p> <p>また、国の無償化の制度に該当しない第3子以降及び同時在園等の条件に該当する第2子の保育料の無償化や第3子以降の副食費助成など、世帯の状況に応じた負担軽減策を実施しています。</p> <p>ご理解をいただきますよう、お願いします。</p>	無

いただいたご意見は、本市の今後の子ども・子育て施策を考える上での参考とさせていただきます。貴重なご意見をお寄せいただきまして、ありがとうございました。